

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

木津川道路株式会社  
京都府木津川市加茂町高田柿ノ内95番地2

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和5年10月19日～令和6年1月18日（3ヵ月）

全区域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域）

### 3 指名停止理由

木津川道路株式会社は、営業所に常勤の専任技術者がいるように見せかけた虚偽の書類により不正に特定建設業許可を受け、この虚偽申請に基づき宇治田原町発注の公園工事の入札に参加し、受注したため、令和5年7月26日、公契約関係競売入札妨害の疑いで代表取締役を含む3人が再逮捕された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内